

<一般委託>

令和4年度 大規模盛土造成地変動予測調査業務(その1) 仕様書

令和4年度 大規模盛土造成地変動予測調査業務(その1)に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	横須賀市において抽出された大規模盛土造成地714箇所のうち北・中央地区321箇所について第二次スクリーニング計画の作成を行う。
2	履行期間	契約日から令和6年1月31日
3	施行場所	横須賀市内北・中央地区
4	業務内容	特記仕様書のとおり
5	特記事項	特記仕様書のとおり
6	関係法規	宅地造成等規制法、同施行令、同施行規則 横須賀市関係諸規則、その他関係法令及び規則等
7	資格要件	特記仕様書に記載されているとおりとする。
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	都市部開発指導課 吉田 光平

<指示又は希望事項>

<p>グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係</p>	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
---	---

特記仕様書

第1章 総則

第1条 (適用範囲)

本仕様書は、横須賀市（以下「甲」という。）が実施する、令和4年度大規模盛土造成地変動予測調査業務（その1）（以下、「本業務」という。）に適用されるものであり、受託者（以下「乙」という。）が業務で実施するにあたり必要な事項を定めたものである。

なお、本仕様書に定めのない事項については、第3条に示す法令及び各図書に準拠するものとし、作業の詳細において記載のない事項については、甲との協議によるものとする。

第2条 (業務目的)

本業務は、国土交通省の「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説（以下、ガイドラインという）および「早期に第二次スクリーニングを実施すべき盛土の考え方」（以下、新たな考え方という）に基づき、横須賀市内において抽出された大規模盛土造成地について、大規模盛土造成地としての要件の確認及び宅地カルテの整備とともに目視による現地踏査、保全対象調査等の基礎資料の整理ならびに優先度評価を実施し、第二次スクリーニング計画を作成することを目的とする。

また、横須賀市内において抽出された大規模盛土造成地714箇所のうち、321箇所について第二次スクリーニング計画の作成を行う。

第3条 (準拠する法令等)

本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、次の各号に掲げる関係法令、規則及び規定に準拠して実施するものとする。

- (1) 宅地造成等規制法、同施行令、同施行規則（宅地造成及び特定盛土等規制法、令和5年5月施行予定）
- (2) 宅地防災マニュアル及び同解説（国土交通省、平成19年12月）
- (3) 大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説（国土交通省、平成27年5月）
- (4) 早期に第二次スクリーニングを実施すべき盛土の考え方(新たな考え方)（国土交通省大規模盛土造成地防災対策検討会報告参考資料、令和2年3月）
- (5) 宅地擁壁の健全度判定・予防保全対策マニュアル（国土交通省）
- (6) 横須賀市関係諸規則
- (7) その他関係法令及び規則等

なお、関係法令、規則及び規定において改正された場合や国から指針、通達等が示された

場合は、最新のものを使用すること。

第4条 (履行場所)

横須賀市内 321箇所 (別添参照)

第5条 (委託期間)

本業務の委託期間は、契約日から令和6年1月31日までとする。

第6条 (用語の定義)

指示、承諾、協議とは次の定義による。

- (1) 指示とは、乙側の発議により甲が乙に対し甲の所掌事務に関する方針、基準、計画などを指示し実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、乙の発議により乙が甲に報告し甲が了解することをいう。
- (3) 協議とは、甲と乙が対等の立場で合議することをいう。

第7条 (業務計画書)

- (1) 乙は、契約締結後すみやかに業務計画書を作成し、甲に提出(2部)して、承諾を得なければならない。
- (2) 乙は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度甲に変更業務計画書を提出しなければならない。
- (3) 甲が指示した事項については、乙はさらに詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。

第8条 (管理技術者と編成)

- (1) 管理技術者は、本業務の履行にあたり、技術士(総合技術管理部門(土質及び基礎))、技術士(建設部門(土質及び基礎)または(河川、砂防及び海岸・海洋))、技術士(応用理学部門(地質))、RCCM(土質及び基礎または地質)あるいは地盤品質判定士の資格保有者であり、日本語に堪能でなければならない。また、本業務に従事する管理技術者は、第二次スクリーニング計画の作成の実績を有する者でなければならない。
- (2) 管理技術者は、甲の指示する一切の事項を処理するものとする。
- (3) 管理技術者は、屋外における調査業務等に際しては適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、乙の行うべき地元関係者に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、調査業務が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。
- (4) 管理技術者は照査結果の確認を行わなければならない。

第9条 (照査技術者及び照査の実施)

- (1) 乙は、本業務における照査技術者を定め、業務計画書に記載しなければならない。
- (2) 照査技術者は、本業務の履行にあたり、技術士(総合技術管理部門(土質及び基礎))、技術士(建設部門(土質及び基礎)または(河川、砂防及び海岸・海洋))、技術士(応用理学部門(地質))あるいはRCCM(土質及び基礎または地質)の資格保有者でなければならない。また、本業務に従事する照査技術者は、第二次スクリーニング計画の作成の実績を有する者でなければならない。

第10条 (担当技術者)

担当技術者のうち1名は、公益社団法人日本測量協会認定による空間情報総括監理技術者(以下、空間情報総括監理技術者とする)の資格を有し、第二次スクリーニング計画の作成の実績を有する者を当てることとする。

また、第二次スクリーニング計画の作成の実績を有するものの、空間情報総括監理技術者の資格を担当技術者が有していない場合は、本業務に従事する際、社内で空間情報総括監理技術者の資格を有する者の支援体制が図られること。

第11条 (貸与資料)

本業務の実施にあたり、甲は以下の資料を乙に貸与するものとする。

- (1) 平成30年度大規模盛土造成地調査(関東・北陸地方)・検討業務 報告書 1式
(第一次スクリーニング 報告書)
- (2) 令和3年度 大規模盛土造成地変動予測調査業務 報告書 1式 (83箇所)
- (3) その他参考となる資料

本業務終了後には、甲より貸与された資料は成果品の納入時まで返還するものとする。

第12条 (事務管理)

乙は、業務実施にあたり、常に善良なる管理を行い業務の方針及び条件について不明確な点がある場合、また改善の必要が認められる場合は協議をしなければならない。

第13条 (打合せ)

- (1) 乙は、業務を円滑に遂行するために甲の指示する箇所など、必要な段階で手戻りのないよう甲と打合せを行い、その内容についてはその都度乙が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 特記仕様書に記載されていない事項であっても、業務上必要と認められるものについては、甲と協議を行いその内容については、乙が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

第14条 (現地調査の土地立ち入り等)

- (1) 現地調査を実施するために国有地、公有地または私有地に立ち入る場合は、関係法令に準拠し土地立ち入り等を行わなければならない。
- (2) 現地調査の実施にあたり宅地又は、かき、もしくは柵等で囲まれた土地に立ち入る場合は、あらかじめその所有者に通知しなければならない。
- (3) 乙は、業務委託証明願いを甲に提出し、業務委託証明書の交付を受けるものとする。また、現地調査においては業務委託証明書を携帯して業務を行わなければならない。土地等の所有者、その他関係人等から請求があった場合は業務委託証明書を掲示するものとする。また、服装、言動については十分に注意を払うものとする。
- (4) 乙は、業務が完了した場合は、業務委託証明書を遅滞なく甲に返却するものとする。

第15条 (土地の使用)

乙は、植物、かき、もしくは柵等の伐除又は土地もしくは工作物を一時使用する場合は、所有者の承諾を得てから行うものとする。

第16条 (官公庁等への手続き)

- (1) 業務実施のため、必要な関係官庁その他に対する諸手続きは甲と打合せの上、乙の負担において迅速に処理しなければならない。
- (2) 関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、また交渉を受けたい時は遅滞なくその旨を甲に申し出て協議する。

第17条 (資料等の交付及び返還)

- (1) 乙は、貸与することに定められた図面及びその他関係資料等を甲に請求して交付を受けるものとする。
- (2) 乙は、交付された図面及び資料等は業務委託の完了後ただちに返還しなければならない。

第18条 (検査)

- (1) 乙は、特記仕様書あるいは、あらかじめ甲の指示した箇所又は作業段階の区切り目等には、甲の確認を受けなければならない。
- (2) 乙は、既済部分検査及び完了検査を受ける場合には、あらかじめ成果品および関係資料等を揃えておくものとし、管理技術者が検査を受けなければならない。

第19条 (成果品)

成果品は、第3章に定めるものを提出する。

第20条 (秘密の保持)

乙は、受託業務内容及びその結果を甲以外に公表、貸与又は使用してはならない。
なお、止むを得ない場合には、文書により申請して甲の承諾を得なければならない。

第21条 (成果品の帰属)

報告する成果品の著作権等は全て甲に帰属するものとする。

第22条 (損害賠償)

本業務実施において、乙の責任により生じた損害等は全て乙の責任において処理し、その費用についても乙が負担するものとする。

第23条 (テクリスの登録について)

乙は、受注時又は変更時及び完了時において委託代金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)入力システムに基づき、甲に登録内容の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

ただし、建築関係業務においては、対象外となる場合があるので甲と協議すること。
また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が乙に届いた際には、直ちに甲に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
- (3) 施行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時と完了までの間が10日間に満たない場合は、甲の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

第2章 業務内容

第24条 (業務概要)

本業務の概要は以下のとおりである。

- (1) 計画準備
- (2) 優先度評価手法の検討
- (3) 基礎資料の整理
 - 1) 保全対象の調査
 - 2) その他の調査 (既往地盤情報、災害履歴調査他)
- (4) 現地踏査
 - 1) 目視による現地踏査
 - 2) 現地踏査等資料の整理
- (5) 第二次スクリーニング優先度評価
- (6) 大規模盛土造成地 (宅地) カルテの更新
- (7) 報告書作成
- (8) 打合せ協議
- (9) 大規模盛土造成地マップの更新
- (10) その他

第25条 (計画準備)

業務内容について十分把握し、業務全体の方針、細部仕様及び実施体制について甲と協議のうえ、業務計画書を作成し、甲に提出する。

第26条 (優先度評価手法の検討)

ガイドラインの優先度評価フローに基づく優先度評価指標、変状の程度や連続性、優先度評価指標の該当数、被害規模ランク等をもとに、第二次スクリーニングの相対的な優先度の評価手法について検討を行う。検討にあたり「早期に第二次スクリーニングを実施すべき盛土の考え方」も考慮にいれて行う。ただし、簡易地盤調査は行わないものとする。

優先度評価のための必要な調査については、以下の要素を考慮し実施する。

- ① 被害形態 (すべり崩壊、すべり変形、擁壁倒壊、擁壁変形)
- ② 造成年代、造成履歴、施工管理状況
- ③ 盛土地盤の構造・変状等

第27条 (基礎資料の整理)

乙は、本業務の基礎資料として次に掲げる調査を行うものとする。その他必要とする関係

機関の資料について収集整理する。

(1) 保全の調査

盛土造成地内及び盛土造成地下流側の住宅数及び防災上重要な公的施設等（道路、河川、鉄道、地域防災計画に記載されている避難地または避難所）の有無について調査する。

下流部の調査範囲は、対象盛土の長さの範囲で、最大 100m以内とし、河川等で区切られた地形条件があればその範囲までとする。その他、保全対象以外の防災関連施設、要援護者施設の有無、災害指定区域の有無を、対象盛土箇所及び下流部について調査する。なお、下流部の調査範囲は、保全対象と同じ条件範囲とする。

(2) その他の調査（既往地盤情報、災害履歴調査他）

既往地盤情報（ボーリングデータ）、災害履歴については、該当事項を調査する。

各種指定区域（宅地造成等規制法、都市計画、居住誘導、土砂災害警戒、他）の該当箇所について調査する。なお、資料取得の際に甲による申請手続きが必要となった場合は、乙は速やかに甲に申し出る。

第 28 条 （現地踏査）

(1) 目視による現地踏査

詳細調査が必要と判断した 321 箇所について現地踏査を行う。現地踏査では、下記に挙げる項目について調査し整理する。

- ①盛土および擁壁の形状と構造
- ②宅地地盤、擁壁・のり面の変状の有無
- ③地下水の有無
- ④盛土下の不安定な土層の有無（調査可能なケースのみ）

(2) 現地踏査等資料の整理

- ①現地踏査の状況を項目ごとに整理し、細目について優先度ランクにもとづく評価点を付し、擁壁等の施設の構造や変状等の特異な状況についての記述並びに現地写真について現地踏査票（ガイドライン宅地カルテ様式 3 に相当）に整理する。
- ②現地状況確認の記録写真は、撮影位置を盛土平面図上に索引図として表記し現地踏査写真票（ガイドライン宅地カルテ様式 4 に相当）に整理する。
- ③現地踏査等の調査結果を第二次スクリーニングの優先度評価結果表（ガイドラインの表 V.3.2 を参考）に取りまとめる。

第 29 条 （第二次スクリーニング優先度評価）

基礎資料整理結果及び現地踏査結果を踏まえ、設定した優先度評価手法に基づき、第二次スクリーニングの実施に向けた相対的な優先度を評価する。また評価の結果は、ガイドラインの表 V.3.2 を参考に、「第二次スクリーニングの優先度評価結果表」を作成する。

「第二次スクリーニングの優先度評価結果表」を作成にあたり、甲と十分に協議し行うこ

と。

第30条 （大規模盛土造成地カルテの更新）

基礎資料整理結果及び現地踏査結果に基づき、第二次スクリーニング計画の作成の調査項目について、大規模盛土造成地ごとに、貸与資料（ガイドラインで示されている様式）の様式1、様式3及び様式4の更新を行う。

第31条 （報告書の作成）

第二次スクリーニングを含む次期地盤調査の内容について整理し、今後の調査計画を作成する。調査した大規模盛土造成地の地域特性、社会条件並びに保全対象調査の状況、現地目視調査の状況、盛土被害形態及び影響範囲、想定被害規模等から総合的に優先度評価及び判定の経緯、次期地盤調査選定の経緯について報告書に取りまとめる。

第32条 （打合せ協議）

①打合せ協議

打合せ協議は、着手時、中間時、成果品納品時の計3回打合せ協議を行う。打合せ後その都度協議内容を記録し甲へ提出すること。なお、打合せ回数の増減による設計変更は行わない。

②関係機関協議資料作成

乙は本業務の調査の実施に先立ち、必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成及びその他の必要な資料等の収集・作成を行う。

③関係機関打合せ協議

乙は本業務の調査にあたり必要に応じて関係機関（道路管理者、警察署、上下水道管理者、地下埋設物の所管者等）と打合せ協議を実施し、必要な届出等を行う。乙は、打合せ協議事項について記録簿を作成し甲に提出する。

第33条 （大規模盛土造成地マップの更新）

作業に伴い大規模盛土造成地マップ内容が変更になる場合は、大規模盛土造成地マップの更新作業を行う。

第34条 （その他）

乙は、本業務で抽出された問題点及び課題を整理したうえで、甲へ新たな提案を行い、報告書を取りまとめること。

第3章 成果品

第35条 (成果品)

本業務の成果品は以下の通りとする。

- ①報告書2部
- ②報告書電子媒体 (CD-R) 一式
- ③大規模盛土造成地 (宅地) カルテ一式
 - ・概要、総評版カルテ (ガイドラインのカルテ様式1)
 - ・現地踏査票 (ガイドラインのカルテ様式3)
 - ・現地踏査写真票 (ガイドラインのカルテ様式4)
- ④第二次スクリーニングの優先度評価結果表一式
 - ・大規模盛土造成地調査一覧表
 - ・優先度評価一覧表
 - ・その他第二次スクリーニング計画候補箇所に関する結果資料
- ⑤適用した関係法令、規則、国の指針、考え方の整理
- ⑥打合せ協議記録簿
- ⑦その他、打合せ協議等で必要が生じたもの (大規模盛土造成地マップを含む)

第36条 (成果品に対する責任の範囲)

乙は、業務終了後、成果品に不備が発見された場合、速やかに訂正しなければならない。
これに対する経費は乙が負担とする。

大規模盛土造成地321箇所リスト

	箇所番号	所在地
1	衣笠0001	横須賀市池上7丁目
2	衣笠0002	横須賀市池上6丁目
3	衣笠0003	横須賀市池上6丁目
4	衣笠0004	横須賀市池上7丁目
5	衣笠0005	横須賀市池上7丁目
6	衣笠0007	横須賀市池上7丁目
7	衣笠0008	横須賀市池上7丁目
8	衣笠0009	横須賀市池上7丁目
9	衣笠0010	横須賀市池上7丁目
10	衣笠0011	横須賀市池上7丁目
11	衣笠0012	横須賀市池上1丁目
12	衣笠0013	横須賀市池上1丁目
13	衣笠0014	横須賀市池上1丁目
14	衣笠0015	横須賀市池上1丁目
15	衣笠0016	横須賀市池上1丁目
16	衣笠0017	横須賀市池上1丁目
17	衣笠0018	横須賀市池上1丁目
18	衣笠0019	横須賀市池上2丁目
19	衣笠0020	横須賀市池上6丁目
20	衣笠0021	横須賀市池上5丁目
21	衣笠0022	横須賀市池上4丁目
22	衣笠0024	横須賀市金谷1丁目
23	衣笠0025	横須賀市金谷2丁目
24	衣笠0026	横須賀市衣笠栄町4丁目
25	衣笠0027	横須賀市衣笠栄町4丁目
26	衣笠0028	横須賀市阿部倉
27	衣笠0029	横須賀市阿部倉
28	衣笠0030	横須賀市平作8丁目
29	衣笠0031	横須賀市金谷2丁目
30	衣笠0032	横須賀市平作7丁目
31	衣笠0033	横須賀市衣笠栄町3丁目
32	衣笠0034	横須賀市衣笠栄町2丁目
33	衣笠0035	横須賀市衣笠栄町2丁目
34	衣笠0036	横須賀市衣笠栄町2丁目
35	衣笠0037	横須賀市衣笠栄町3丁目
36	衣笠0038	横須賀市公郷町3丁目
37	衣笠0039	横須賀市公郷町3丁目

38	衣笠0040	横須賀市公郷町 6 丁目
39	衣笠0041	横須賀市公郷町 6 丁目
40	衣笠0042	横須賀市公郷町 4 丁目
41	衣笠0043	横須賀市公郷町 4 丁目
42	衣笠0044	横須賀市公郷町 5 丁目
43	衣笠0045	横須賀市公郷町 5 丁目
44	衣笠0046	横須賀市公郷町 5 丁目
45	衣笠0048	横須賀市阿部倉
46	衣笠0049	横須賀市阿部倉
47	衣笠0050	横須賀市阿部倉
48	衣笠0051	横須賀市阿部倉
49	衣笠0052	横須賀市阿部倉
50	衣笠0053	横須賀市阿部倉
51	衣笠0054	横須賀市平作 4 丁目
52	衣笠0055	横須賀市平作 5 丁目
53	衣笠0056	横須賀市平作 4 丁目
54	衣笠0057	横須賀市平作 4 丁目
55	衣笠0058	横須賀市平作 4 丁目
56	衣笠0059	横須賀市平作 5 丁目
57	衣笠0060	横須賀市平作 7 丁目
58	衣笠0061	横須賀市平作 1 丁目
59	衣笠0062	横須賀市平作 1 丁目
60	衣笠0063	横須賀市小矢部 2 丁目
61	衣笠0064	横須賀市平作 3 丁目
62	衣笠0065	横須賀市平作 2 丁目
63	衣笠0066	横須賀市平作 2 丁目
64	衣笠0067	横須賀市平作 2 丁目
65	衣笠0068	横須賀市小矢部 2 丁目
66	衣笠0069	横須賀市小矢部 4 丁目
67	衣笠0070	横須賀市小矢部 3 丁目
68	衣笠0071	横須賀市小矢部 1 丁目
69	衣笠0072	横須賀市小矢部 1 丁目
70	衣笠0073	横須賀市小矢部 1 丁目
71	衣笠0074	横須賀市森崎 6 丁目
72	衣笠0075	横須賀市森崎 4 丁目
73	衣笠0076	横須賀市森崎 6 丁目
74	衣笠0077	横須賀市森崎 6 丁目
75	衣笠0078	横須賀市森崎 5 丁目
76	衣笠0079	横須賀市森崎 5 丁目

77	衣笠0080	横須賀市森崎 2 丁目
78	衣笠0081	横須賀市森崎 3 丁目
79	衣笠0082	横須賀市森崎 2 丁目
80	衣笠0083	横須賀市森崎 1 丁目
81	衣笠0084	横須賀市大矢部 2 丁目
82	衣笠0085	横須賀市平作 4 丁目
83	衣笠0086	横須賀市平作 4 丁目
84	衣笠0087	横須賀市平作 4 丁目
85	衣笠0088	横須賀市衣笠町
86	衣笠0089	横須賀市衣笠町
87	衣笠0090	横須賀市衣笠町
88	衣笠0091	横須賀市衣笠町
89	衣笠0092	横須賀市衣笠町
90	衣笠0093	横須賀市大矢部 1 丁目
91	衣笠0094	横須賀市大矢部 1 丁目
92	衣笠0095	横須賀市森崎 5 丁目
93	衣笠0096	横須賀市大矢部 1 丁目
94	衣笠0097	横須賀市大矢部 5 丁目
95	衣笠0098	横須賀市大矢部 5 丁目
96	衣笠0099	横須賀市大矢部 3 丁目
97	衣笠0100	横須賀市大矢部 5 丁目
98	衣笠0101	横須賀市大矢部 6 丁目
99	衣笠0102	横須賀市大矢部 4 丁目
100	衣笠0103	横須賀市大矢部 3 丁目
101	逸見0001	横須賀市吉倉町 1 丁目
102	逸見0004	横須賀市吉倉町 2 丁目
103	逸見0006	横須賀市吉倉町 2 丁目
104	逸見0009	横須賀市西逸見町 1 丁目
105	逸見0010	横須賀市西逸見町 1 丁目
106	逸見0011	横須賀市西逸見町 1 丁目
107	逸見0012	横須賀市西逸見町 1 丁目
108	逸見0013	横須賀市西逸見町 1 丁目
109	逸見0014	横須賀市汐入町 1 丁目
110	逸見0015	横須賀市吉倉町 2 丁目
111	逸見0016	横須賀市吉倉町 2 丁目
112	逸見0017	横須賀市西逸見町 3 丁目
113	逸見0018	横須賀市西逸見町 2 丁目
114	逸見0019	横須賀市西逸見町 2 丁目
115	逸見0021	横須賀市西逸見町 2 丁目

116	逸見0022	横須賀市西逸見町2丁目
117	逸見0023	横須賀市西逸見町2丁目
118	逸見0024	横須賀市東逸見町2丁目
119	逸見0025	横須賀市東逸見町2丁目
120	逸見0026	横須賀市東逸見町2丁目
121	逸見0027	横須賀市東逸見町2丁目
122	逸見0028	横須賀市西逸見町3丁目
123	逸見0029	横須賀市西逸見町3丁目
124	逸見0030	横須賀市山中町
125	逸見0031	横須賀市東逸見町2丁目
126	逸見0032	横須賀市東逸見町3丁目
127	逸見0033	横須賀市東逸見町2丁目
128	逸見0034	横須賀市東逸見町2丁目
129	逸見0035	横須賀市東逸見町3丁目
130	逸見0036	横須賀市東逸見町2丁目
131	逸見0037	横須賀市東逸見町2丁目
132	逸見0038	横須賀市東逸見町2丁目
133	逸見0039	横須賀市東逸見町2丁目
134	逸見0040	横須賀市東逸見町2丁目
135	逸見0041	横須賀市東逸見町3丁目
136	逸見0042	横須賀市山中町
137	逸見0043	横須賀市逸見が丘
138	逸見0044	横須賀市山中町
139	逸見0045	横須賀市山中町
140	逸見0046	横須賀市山中町
141	逸見0047	横須賀市東逸見町4丁目
142	逸見0048	横須賀市東逸見町4丁目
143	逸見0049	横須賀市東逸見町4丁目
144	逸見0050	横須賀市逸見が丘
145	逸見0051	横須賀市東逸見町4丁目
146	逸見0052	横須賀市逸見が丘
147	逸見0053	横須賀市逸見が丘
148	追浜0001	横須賀市追浜本町1丁目
149	追浜0002	横須賀市追浜本町1丁目
150	追浜0003	横須賀市追浜本町1丁目
151	追浜0004	横須賀市湘南鷹取6丁目
152	追浜0005	横須賀市湘南鷹取5丁目
153	追浜0006	横須賀市鷹取2丁目
154	追浜0007	横須賀市湘南鷹取1丁目

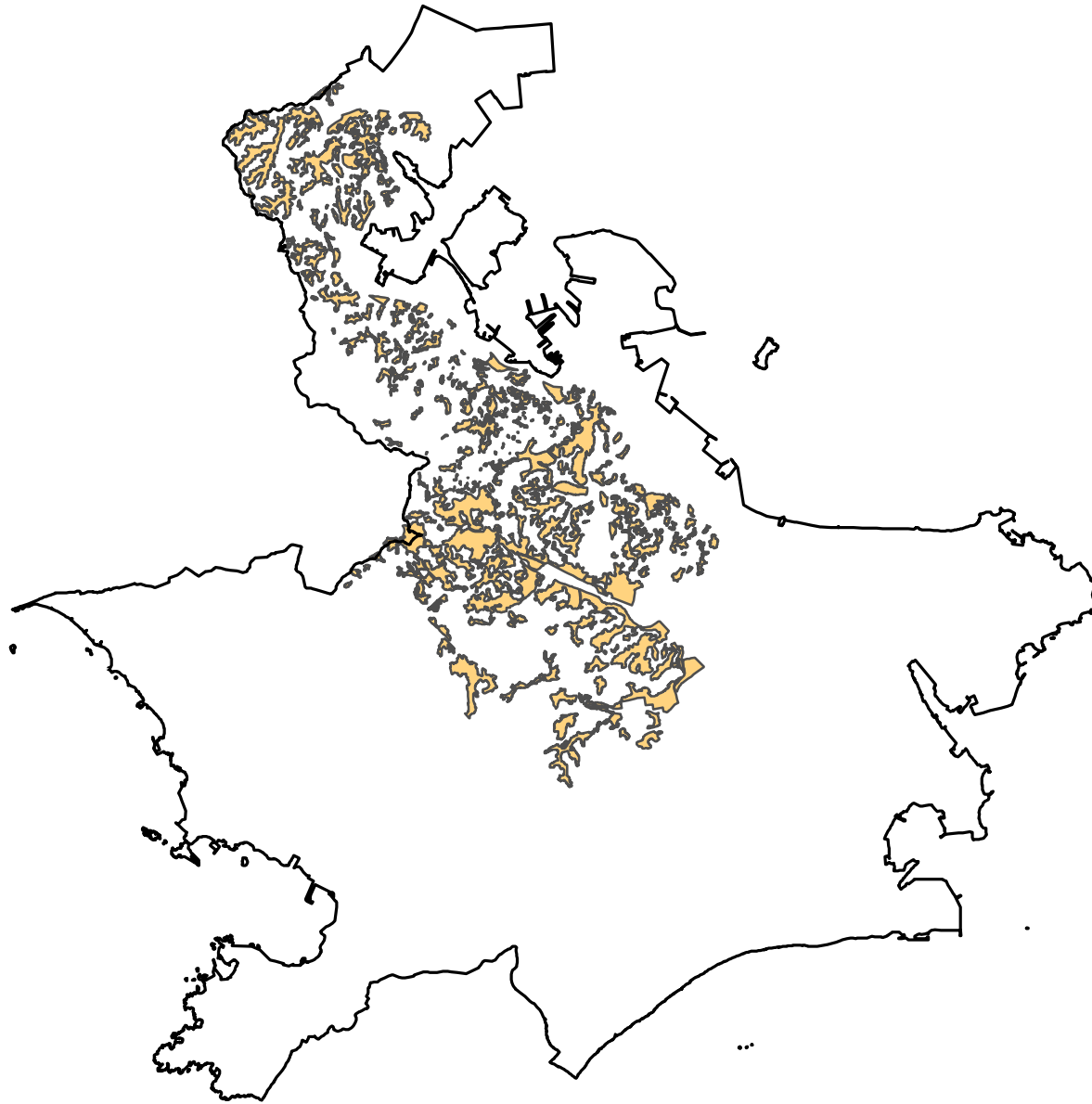
155	追浜0008	横須賀市湘南鷹取1丁目
156	追浜0009	横須賀市追浜町3丁目
157	追浜0010	横須賀市追浜東町2丁目
158	追浜0011	横須賀市追浜東町3丁目
159	追浜0012	横須賀市浦郷町4丁目
160	追浜0013	横須賀市浦郷町3丁目
161	追浜0014	横須賀市浦郷町3丁目
162	追浜0015	横須賀市浦郷町5丁目
163	追浜0016	横須賀市浦郷町5丁目
164	追浜0017	横須賀市追浜南町3丁目
165	追浜0018	横須賀市追浜南町3丁目
166	追浜0019	横須賀市湘南鷹取2丁目
167	追浜0020	横須賀市追浜町2丁目
168	追浜0021	横須賀市追浜町2丁目
169	追浜0022	横須賀市湘南鷹取2丁目
170	追浜0023	横須賀市追浜町1丁目
171	追浜0024	横須賀市浜見台1丁目
172	追浜0025	横須賀市追浜町1丁目
173	追浜0026	横須賀市追浜東町1丁目
174	追浜0027	横須賀市浜見台2丁目
175	追浜0028	横須賀市浦郷町2丁目
176	追浜0029	横須賀市浦郷町1丁目
177	追浜0030	横須賀市浦郷町1丁目
178	追浜0031	横須賀市湘南鷹取3丁目
179	追浜0032	横須賀市湘南鷹取3丁目
180	追浜0033	横須賀市追浜南町3丁目
181	田浦0001	横須賀市船越町4丁目
182	田浦0002	横須賀市船越町4丁目
183	田浦0003	横須賀市船越町5丁目
184	田浦0004	横須賀市船越町5丁目
185	田浦0005	横須賀市船越町6丁目
186	田浦0006	横須賀市船越町6丁目
187	田浦0007	横須賀市船越町7丁目
188	田浦0008	横須賀市船越町8丁目
189	田浦0009	横須賀市船越町4丁目
190	田浦0010	横須賀市船越町4丁目
191	田浦0011	横須賀市船越町3丁目
192	田浦0012	横須賀市船越町3丁目
193	田浦0013	横須賀市船越町2丁目

194	田浦0014	横須賀市船越町5丁目
195	田浦0015	横須賀市船越町1丁目
196	田浦0016	横須賀市船越町2丁目
197	田浦0017	横須賀市田浦町6丁目
198	田浦0018	横須賀市田浦町5丁目
199	田浦0019	横須賀市港が丘1丁目
200	田浦0020	横須賀市田浦町4丁目
201	田浦0021	横須賀市田浦町4丁目
202	田浦0024	横須賀市田浦町3丁目
203	田浦0025	横須賀市田浦町3丁目
204	田浦0026	横須賀市田浦町2丁目
205	田浦0027	横須賀市田浦町2丁目
206	田浦0028	横須賀市田浦町1丁目
207	田浦0029	横須賀市田浦町1丁目
208	田浦0030	横須賀市長浦町5丁目
209	田浦0031	横須賀市長浦町5丁目
210	田浦0032	横須賀市長浦町5丁目
211	田浦0033	横須賀市長浦町5丁目
212	田浦0034	横須賀市長浦町5丁目
213	田浦0036	横須賀市長浦町2丁目
214	田浦0037	横須賀市長浦町5丁目
215	田浦0038	横須賀市長浦町5丁目
216	田浦0039	横須賀市長浦町4丁目
217	田浦0040	横須賀市長浦町4丁目
218	田浦0041	横須賀市田浦大作町
219	田浦0042	横須賀市田浦大作町
220	田浦0043	横須賀市田浦泉町
221	田浦0044	横須賀市田浦大作町
222	田浦0045	横須賀市田浦泉町
223	田浦0046	横須賀市田浦町2丁目
224	田浦0047	横須賀市田浦泉町
225	田浦0048	横須賀市長浦町4丁目
226	田浦0049	横須賀市長浦町3丁目
227	田浦0050	横須賀市長浦町3丁目
228	田浦0051	横須賀市長浦町3丁目
229	田浦0052	横須賀市長浦町3丁目
230	田浦0053	横須賀市長浦町3丁目
231	田浦0054	横須賀市長浦町3丁目
232	田浦0055	横須賀市長浦町3丁目

233	本庁0001	横須賀市汐入町1丁目
234	本庁0004	横須賀市汐入町2丁目
235	本庁0005	横須賀市緑が丘
236	本庁0007	横須賀市緑が丘
237	本庁0010	横須賀市汐入町5丁目
238	本庁0014	横須賀市汐入町5丁目
239	本庁0016	横須賀市汐入町5丁目
240	本庁0017	横須賀市汐入町5丁目
241	本庁0018	横須賀市汐入町5丁目
242	本庁0019	横須賀市汐入町5丁目
243	本庁0020	横須賀市汐入町4丁目
244	本庁0021	横須賀市汐入町5丁目
245	本庁0022	横須賀市汐入町5丁目
246	本庁0023	横須賀市汐入町4丁目
247	本庁0024	横須賀市汐入町4丁目
248	本庁0028	横須賀市汐入町4丁目
249	本庁0029	横須賀市汐入町4丁目
250	本庁0031	横須賀市汐入町4丁目
251	本庁0038	横須賀市汐入町3丁目
252	本庁0039	横須賀市汐入町3丁目
253	本庁0040	横須賀市汐入町3丁目
254	本庁0042	横須賀市汐入町4丁目
255	本庁0044	横須賀市汐入町4丁目
256	本庁0047	横須賀市汐入町3丁目
257	本庁0049	横須賀市汐入町3丁目
258	本庁0050	横須賀市汐入町3丁目
259	本庁0051	横須賀市上町4丁目
260	本庁0052	横須賀市若松町2丁目
261	本庁0053	横須賀市上町1丁目
262	本庁0054	横須賀市上町2丁目
263	本庁0055	横須賀市深田台
264	本庁0056	横須賀市深田台
265	本庁0058	横須賀市坂本町2丁目
266	本庁0061	横須賀市坂本町2丁目
267	本庁0062	横須賀市坂本町2丁目
268	本庁0063	横須賀市坂本町2丁目
269	本庁0064	横須賀市坂本町2丁目
270	本庁0065	横須賀市坂本町4丁目
271	本庁0066	横須賀市坂本町4丁目

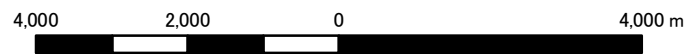
272	本庁0072	横須賀市坂本町 2 丁目
273	本庁0074	横須賀市坂本町 6 丁目
274	本庁0075	横須賀市坂本町 6 丁目
275	本庁0077	横須賀市坂本町 1 丁目
276	本庁0078	横須賀市不入斗町 4 丁目
277	本庁0079	横須賀市不入斗町 1 丁目
278	本庁0081	横須賀市坂本町 6 丁目
279	本庁0082	横須賀市坂本町 6 丁目
280	本庁0083	横須賀市坂本町 5 丁目
281	本庁0084	横須賀市坂本町 5 丁目
282	本庁0085	横須賀市坂本町 5 丁目
283	本庁0089	横須賀市坂本町 3 丁目
284	本庁0090	横須賀市鶴が丘 2 丁目
285	本庁0091	横須賀市不入斗町 3 丁目
286	本庁0092	横須賀市不入斗町 3 丁目
287	本庁0095	横須賀市鶴が丘 1 丁目
288	本庁0096	横須賀市汐見台 2 丁目
289	本庁0098	横須賀市佐野町 2 丁目
290	本庁0099	横須賀市佐野町 2 丁目
291	本庁0100	横須賀市佐野町 2 丁目
292	本庁0101	横須賀市佐野町 4 丁目
293	本庁0102	横須賀市汐見台 3 丁目
294	本庁0103	横須賀市望洋台
295	本庁0104	横須賀市上町 4 丁目
296	本庁0105	横須賀市上町 3 丁目
297	本庁0106	横須賀市田戸台
298	本庁0107	横須賀市田戸台
299	本庁0110	横須賀市富士見町 1 丁目
300	本庁0111	横須賀市富士見町 1 丁目
301	本庁0114	横須賀市富士見町 1 丁目
302	本庁0115	横須賀市富士見町 1 丁目
303	本庁0116	横須賀市上町 3 丁目
304	本庁0117	横須賀市佐野町 1 丁目
305	本庁0118	横須賀市佐野町 1 丁目
306	本庁0119	横須賀市富士見町 3 丁目
307	本庁0120	横須賀市佐野町 3 丁目
308	本庁0121	横須賀市富士見町 3 丁目
309	本庁0122	横須賀市富士見町 2 丁目
310	本庁0124	横須賀市佐野町 5 丁目

311	本庁0126	横須賀市富士見町2丁目
312	本庁0128	横須賀市三春町6丁目
313	本庁0130	横須賀市三春町6丁目
314	本庁0131	横須賀市三春町6丁目
315	本庁0132	横須賀市三春町6丁目
316	本庁0133	横須賀市三春町6丁目
317	本庁0135	横須賀市三春町5丁目
318	本庁0136	横須賀市三春町5丁目
319	本庁0137	横須賀市三春町5丁目
320	本庁0139	横須賀市三春町5丁目
321	本庁0140	横須賀市三春町5丁目



大規模盛土造成地(321箇所)

凡例
大規模盛土造成地321箇所



1:100,000

個人情報の取扱いに関する特記事項（令和4年度）

（個人情報を取り扱う際の基本的事項）

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（適正な管理）

第2条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管にあたっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

（管理責任者等の教育及び研修）

第3条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、横須賀市個人情報保護条例第14条（受託者等の責務）、第32条及び第33条（罰則）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

（秘密の保持）

第4条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（収集の制限）

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第6条 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写等の禁止）

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還）

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(再委託の禁止等)

第9条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

(1) 再委託の相手方

(2) 再委託を行う業務の内容

(3) 再委託で取り扱う個人情報

(4) 再委託の期間

(5) 再委託が必要な理由

(6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者

(7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

(立入調査等)

第10条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は乙の事務所に立ち入ることができる。

2 乙は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(補則)

第12条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。

個人情報の取扱いに関する特記事項（令和5年度以降）

（個人情報を取り扱う際の基本的事項）

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（適正な取得等）

第2条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、この契約による業務の目的を正確に把握し、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

（適正な管理）

第3条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故の防止その他の個人情報の安全かつ適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管に当たっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

4 乙は、甲の指示または承諾があるときを除き、個人情報を乙の事業所内から持ち出しはならない。

（管理責任者等の教育及び研修）

第4条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、法第5章（行政機関等の義務等）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

（個人情報に関する秘密の保持）

第5条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複製等の禁止）

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複製し、又は複写してはならない。

（資料等の返還、引き渡し若しくは消去）

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該

個人情報復元できないように確実に消去しなければならない。

- 3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(外部サービスの利用)

第9条 乙は、外部サービス（クラウドサービス、ウェブ会議サービス、ソーシャルネットワークワーキングサービス、ホスティングサービス等をいい、法令により設置されたもの又は行政機関等により設置される公共的な基盤等を除く。以下同じ。）であって、当該外部サービス提供者が提示する約款等に乙が同意のみで利用可能で、契約等により乙から個別の措置を求めることができないもの（以下「約款等による外部サービス」という。）を利用しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

- (1) 外部サービスの名称
- (2) 外部サービスの提供者
- (3) 外部サービスを用いて行う業務の内容
- (4) 外部サービスで保管又は取り扱う個人情報
- (5) 外部サービスの利用の期間
- (6) 外部サービスの利用が必要な理由
- (7) 外部サービスにおける安全管理措置の内容

- 2 乙は、当該約款等による外部サービスの利用に関し、甲から指示のある場合、甲の指示に従い、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止等)

第10条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方
- (2) 再委託を行う業務の内容
- (3) 再委託で取り扱う個人情報
- (4) 再委託の期間
- (5) 再委託が必要な理由
- (6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者
- (7) その他甲が必要と認める事項

- 3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

- 4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

- 5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

6 乙は、再委託契約を行う場合には、この契約により第1条から前条までに規定する個人情報の取扱いに関する義務を再受託者にも遵守させなければならない。

(個人情報の取扱状況の報告等)

第11条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙（再受託者を含む。）に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の報告若しくは資料の提出を求め、又は乙（再受託者を含む。）の事務所に立ち入ることができる。

2 乙（再受託者を含む。）は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第12条 乙（再受託者を含む。）は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙（再受託者を含む。）は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙（再受託者を含む。）が本特記事項に定める事項に違反した場合若しくは義務を怠った場合には、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第14条 乙（再受託者を含む。）は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲の求めに応じその損害を賠償しなければならない。

(補則)

第15条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。

電子データ作成に係る詳細事項

1 電子データ格納媒体

- (1) 提出を受けた電子データの原本性を確保するため、提出する媒体には格納データの書き換えが不可能な CD-R のみを使用する。(CD-RW、DVD は不可)
- (2) 1 枚の CD-R に格納することを原則とし、収まらない場合は各媒体のラベルに何枚目/総枚数を明記する。
- (3) CD-R は、ISO9660 フォーマット (レベル 1) を標準とする。

注.) 「ISO9660」は、汎用性が高い CD-R/RW 用の標準フォーマット規格である。

この規格は、ファイル名として使用可能な文字数に応じてレベル 1～3 が規定されている。

この他に、Windows95/98/NT 用に Microsoft が ISO9660 を拡張した「Joliet」Macintosh 用の独自フォーマットである、「HFS」、UNIX 系の OS 用の ISO9660 を拡張した「RockRidge」などがあるが、本業務では利用しないこと。

2 ウィルスチェック

- (1) 受託者は、成果品の電子データの格納が終了した時点で、確実にウイルスチェックを行うこと。
- (2) ウィルス対策ソフトは特に指定しないが、シェアの高いものを使用し、最新のウィルスも検出できるように、常に最新のデータに更新したものを利用すること。
- (3) CD-R の表面には、「使用したウイルス対策ソフト名」、「ウイルス (パターンファイル) 定義年月日またはパターンファイル名」、「チェック年月日」を明記すること。

3 ラベル作成

- (1) 提出する媒体には、次ページの「提出媒体のラベル表示例」の通り、各項目を表示すること。
- (2) 表示方法については、専用プリンタを用いた CD-R 表面への直接印字、ラベルシートに印字し直接貼り付け、油性マジック等での書き込みとする。

注.) ボールペン、鉛筆など硬質な筆記具の使用は CD-R を破損させ、読み取り不能となる恐れがあることため使用不可とする。

提出媒体のラベル表示例

業務名：令和4年度
大規模盛土造成地変動予測調査業務

施行場所：横須賀市内北・中央地区（321箇所）
委託者：横須賀市 <都市部開発指導課>
受託者：〇〇〇〇（会社名）
令和〇〇年〇月〇日

欄のみ。
番号は記入しない

No.	
DB	
ID	
受	

竣工日を記載

ウイルスチェックに関する情報
ウイルス対策ソフト名：〇〇〇
ウイルス定義：〇〇〇〇年〇月〇日版
チェック年月日：〇〇〇〇年〇月〇日
フォーマット形式：IS09660（レベル1）

提出媒体ケース背表紙表示例

令和4年度 大規模盛土造成地変動予測調査業務 令和〇〇年〇月〇日

竣工日を記載